

上原記念生命科学財団

2021年度 研究推進特別奨励金（健康科学・医学・薬学）募集要項

<p>1. 助成対象課題</p>	<p>生命科学、特に健康の増進、疾病の予防および治療に関連する以下の諸分野の研究 (1) 東洋医学、体力医学、社会医学、栄養学、薬学一般 (2) 基礎医学（上記以外） (3) 臨床医学（ 〃 ）</p>
<p>2. 助成対象者</p>	<p>下記の諸条件をいずれも満たし、前項に掲げた研究に意欲的に従事する者 (1) 医学部（大学院医学研究科）または薬学部（大学院薬学研究科）において 2019年4月以降に独立した研究室を立ち上げた者 (2) 1976年4月1日以降出生の日本在住の教授（特任教授、准教授、寄付講座の教授は除く） 但し、医学部（大学院医学研究科）の臨床系の教授の場合は、1972年4月1日以降出生の者</p> <p>なお、以下の者は対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府出資に係る大型研究プロジェクトの代表研究者 ・2019年度、2020年度の当財団の助成金受領者（海外留学助成は除く） ・民間企業に所属する研究者
<p>3. 推薦者</p>	<p>推薦は、大学長の推薦で1大学につき1件とする。 但し、同一研究室からの同じテーマでの研究助成金、研究奨励金の同時申請は認めない。</p>
<p>4. 助成金額 および件数</p>	<p>1件400万円、総助成件数は研究推進特別奨励金（健康科学・医学・薬学）と研究推進特別奨励金（新領域4.0）を合わせて10件の予定。</p>
<p>5. 応募方法</p>	<p>当財団ホームページ（https://www.ueharazaidan.or.jp）の助成金Web申請のページより応募する。</p>
<p>6. 応募締切日</p>	<p>2021年9月3日（金）</p>
<p>7. 選考方法</p>	<p>当財団選考委員会において選考し、理事会で決定する。</p>
<p>8. 採否の通知</p>	<p>2021年12月20日（予定）に採択者をホームページに掲載の上、採択通知を郵送する。</p>
<p>9. 助成金の使途</p>	<p>研究に要する物品の購入費用およびその研究の推進に必要な費用とする。 注）当財団からの助成金（寄附金）は全額を研究費に充てていただく方針のため、所属機関へ支払う間接経費/オーバーヘッドに関しては所属機関内で免除手続等を行うこと。</p>

10. 助成金の交付	2022年1月～3月の間とする。 但し、その贈呈式は2022年3月11日に行う。
11. 助成期間	助成金交付から2023年4月30日までとする。 なお、期間終了時に未使用額があった場合は、原則財団へ返金すること。
12. 報告の義務	<p>(1) 2023年4月30日までに、収支決算報告書および研究経過報告書を当財団に提出する。なお、研究経過報告は当財団刊行の研究報告集に掲載する。</p> <p>(2) 本研究の成果を公表する場合は、「上原記念生命科学財団(英文の場合は“The Uehara Memorial Foundation”)」の助成による旨を明らかにする。また、刊行物に掲載した場合は、その写を当財団に提出する。</p>
13. その他	<p>(1) 申請書に記載の個人情報は、助成(奨学)・表彰に関し、選考手続・選考委員への提供並びに選考結果の連絡及び公表等に利用することがある。但し、利用は目的の達成に必要な範囲で行う。</p> <p>(2) 申請書は採否に関らず一切返却しない。</p> <p>(3) 当財団は研究推進特別奨励金受領者の研究経過報告書を、研究報告集として印刷物および電子データ、当財団ホームページ、その他の方法をもって公表することができる。また、公益に資すると思われる公共のデータベースサービスに登録することもできる。</p> <p>(4) 虚偽の申請や報告を行った場合、或いは、受領した助成金によって実施された研究に関して不正行為があった場合には、助成金の返金を求めることがある。</p>
14. 照会先	<p>公益財団法人上原記念生命科学財団 〒171-0033 東京都豊島区高田3丁目26番3号 E-mail: mail85@ueharazaidan.or.jp</p>

上原記念生命科学財団
2021年度 研究推進特別奨励金（新領域4.0）募集要項

1. 助成対象課題	<p>生命科学、特に健康の増進、疾病の予防および治療に関連する次の諸分野の研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生命科学と他分野との融合領域（生体情報学、生体医工学、生体材料学など）
2. 助成対象者	<p>下記の諸条件をいずれも満たし、前項に掲げた研究に意欲的に従事する者</p> <p>(1) 医学部（大学院医学研究科）または薬学部（大学院薬学研究科）において 2019年4月以降に独立した研究室を立ち上げた者</p> <p>(2) 1976年4月1日以降出生の日本在住の教授（特任教授、准教授、寄附講座の教授は除く） 但し、医学部（大学院医学研究科）の臨床系の教授の場合は、1972年4月1日以降出生の者</p> <p>また、以下の者は対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政府出資に係る大型研究プロジェクトの代表研究者 ・ 2019年度、2020年度の当財団の助成金受領者（海外留学助成は除く） ・ 民間企業に所属する研究者
3. 推薦者	<p>推薦は、大学長の推薦で1大学につき1件とする。</p> <p>但し、同一研究室からの同じテーマでの研究助成金、研究奨励金の同時申請は認めない。</p>
4. 助成金額 および件数	<p>1件400万円、総助成件数は研究推進特別奨励金（健康科学・医学・薬学）と研究推進特別奨励金（新領域4.0）を合わせて10件の予定。</p>
5. 応募方法	<p>当財団ホームページ（https://www.ueharazaidan.or.jp）の助成金Web申請のページより応募する。</p>
6. 応募締切日	<p>2021年9月3日（金）</p>
7. 選考方法	<p>当財団選考委員会において選考し、理事会で決定する。</p>
8. 採否の通知	<p>2021年12月20日（予定）に採択者をホームページに掲載の上、採択通知を郵送する。</p>
9. 助成金の使途	<p>研究に要する物品の購入費用およびその研究の推進に必要な費用とする。</p> <p>注）当財団からの助成金（寄附金）は全額を研究費に充てていただく方針のため、所属機関へ支払う間接経費/オーバーヘッドに関しては所属機関内で免除手続等を行うこと。</p>

10. 助成金の交付	2022年1月～3月の間とする。 但し、その贈呈式は2022年3月11日に行う。
11. 助成期間	助成金交付から2023年4月30日までとする。 なお、期間終了時に未使用額があった場合は、原則財団へ返金すること。
12. 報告の義務	<p>(1) 2023年4月30日までに、収支決算報告書および研究経過報告書を当財団に提出する。なお、研究経過報告は当財団刊行の研究報告集に掲載する。</p> <p>(2) 本研究の成果を公表する場合は、「上原記念生命科学財団(英文の場合は“The Uehara Memorial Foundation”)」の助成による旨を明らかにする。また、刊行物に掲載した場合は、その写を当財団に提出する。</p>
13. その他	<p>(1) 申請書に記載の個人情報、助成(奨学)・表彰に関し、選考手続・選考委員への提供並びに選考結果の連絡及び公表等に利用することがある。但し、利用は目的の達成に必要な範囲で行う。</p> <p>(2) 申請書は採否に関らず一切返却しない。</p> <p>(3) 当財団は研究推進特別奨励金受領者の研究経過報告書を、研究報告集として印刷物および電子データ、当財団ホームページ、その他の方法をもって公表することができる。また、公益に資すると思われる公共のデータベースサービスに登録することもできる。</p> <p>(4) 虚偽の申請や報告を行った場合、或いは、受領した助成金によって実施された研究に関して不正行為があった場合には、助成金の返金を求めることがある。</p>
14. 照会先	<p>公益財団法人上原記念生命科学財団 〒171-0033 東京都豊島区高田3丁目26番3号 E-mail: mail85@ueharazaidan.or.jp</p>